



発行 新潟県

第 98 号

平成30年12月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1307 公有水面埋立ての竣功認可（漁港課）
- 1308 保安林の指定（治山課）
- 1309 保安林の指定（治山課）
- 1310 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 1311 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 1312 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1313 道路の区域変更（道路管理課）
- 1314 道路の供用開始（道路管理課）
- 1315 道路の供用開始（道路管理課）
- 1316 道路の区域変更（道路管理課）
- 1317 道路の供用開始（道路管理課）
- 1318 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1319 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1320 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1321 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1322 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1323 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1324 建築基準法による道路位置の廃止（建築住宅課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 81 海区漁業調整委員会委員の解職請求に係る選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第1307号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成30年12月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 竣功認可年月日
平成30年12月10日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所
新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市
代表者 佐渡市長 三浦 基裕
新潟県佐渡市四日町587番地2
- 3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市沢根五十里1098番地2及び2450番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 佐渡市沢根漁港の物揚げ場にある基準点VRS. 1 (北緯38度00分20秒4667、東経138度17分06秒6895) から322度11分38秒14.359メートルの地点

18の地点 ①の地点から348度02分02秒1.370メートルの地点

17の地点 18の地点から346度40分06秒20.257メートルの地点

16の地点 17の地点から256度54分56秒1.767メートルの地点

15の地点 16の地点から346度44分31秒34.552メートルの地点

14の地点 15の地点から71度23分23秒1.758メートルの地点

33の地点 14の地点から346度39分46秒48.101メートルの地点

⑦の地点 33の地点から76度28分42秒6.591メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から166度38分12秒82.432メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から76度45分36秒5.986メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から166度41分29秒22.042メートルの地点

(3) 面積

884.87平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成29年1月11日

新潟県漁第329号

5 法22条第3項の市町村(閲覧場所)

佐渡市

◎新潟県告示第1308号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成30年12月18日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県上越市牧区片町字向山593、594、611の1から611の3、640から642、643の1、643の2、644から649、654、654の1、655、659の1、字大田682、684の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1309号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成30年12月18日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市岩首字いら坪1819の2、1819の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

◎新潟県告示第1310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年12月18日

新潟県村上地域振興局長

1 退 任

理事 村上市 本間 英三

(理事長)

退任年月日 平成30年11月30日

◎新潟県告示第1311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり三国川頭首工管理規程、宇田沢川頭首工管理規程及び五十沢川頭首工管理規程の変更を認可した。

平成30年12月18日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 管理規程を変更した者の所在及び名称

南魚沼市田崎741番地4

五城土地改良区

2 認可年月日

平成30年9月20日

3 認可した管理規程の概要

(1) 三国川頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項

(2) 宇田沢川頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態に置ける措置に関する事項

(3) 五十沢川頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

◎新潟県告示第1312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、三条市及び加茂市の一部を受益地域とする県営五十嵐川沿岸地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月18日

新潟県三条地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年12月19日から平成31年1月23日まで
- 3 縦覧に供する場所
三条市役所及び加茂市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1313号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月18日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市川岡字中通52番1から 同市下一分字蒔田775番2まで	新	(A)6.8~21.0メートル	165.8メートル
		(B)6.8~21.0メートル	168.8メートル
	旧	6.8~21.0メートル	165.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1314号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 新潟五泉間瀬線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市川岡字中通52番1から同市下一分字蒔田775番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年12月18日

◎新潟県告示第1315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 345号
- 2 供用開始の区間
村上市鵜泊字ヱイ落569番17から同市鵜泊字家ノ下147番11まで
- 3 供用開始の期日 平成30年12月18日

◎新潟県告示第1316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市濁沢町字貫1129番2から	新	6.5～42.8メートル	130.0メートル
同市濁沢町字貫1130番1まで	旧	5.9～38.8メートル	141.6メートル

◎新潟県告示第1317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年12月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間
長岡市濁沢町字貫1129番2から同市濁沢町字貫1130番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年12月18日

◎新潟県告示第1318号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年2月5日新潟県告示第144号）を次のとおり解除する。

平成30年12月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中東(4)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(5)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(6)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(7)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1319号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成27年2月10日新潟県告示第141号）の指定を解除する。

平成30年12月18日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
藤巻東地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年2月5日新潟県告示第145号）の指定を解除する。

平成30年12月18日

新潟県知事 花角 英世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中東(4)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(5)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(6)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(7)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦

覧に供する。)

◎新潟県告示第1321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年9月21日新潟県告示第1272号）の指定を解除する。

平成30年12月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
幾地地区	岩船郡関川村大字幾地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯蔵地区	岩船郡関川村大字湯沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1322号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年12月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中東(4)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(5)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(6)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(7)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1323号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年12月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

中東(4)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(5)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(6)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中東(7)地区	岩船郡関川村大字中東	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
幾地地区	岩船郡関川村大字幾地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯蔵地区	岩船郡関川村大字湯沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
藤巻東地区	三島郡出雲崎町大字藤巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1324号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

平成30年12月18日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 廃止の年月日
平成30年12月7日
- 3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
○廃止した部分(昭和54年11月14日) 阿賀野市荒屋字土上88番1、88番15	5.50	55.65

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年12月18日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
超音波診断装置 一式
 - (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成31年1月9日(水)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年1月11日(金)午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第81号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟海区 394

佐渡海区 213